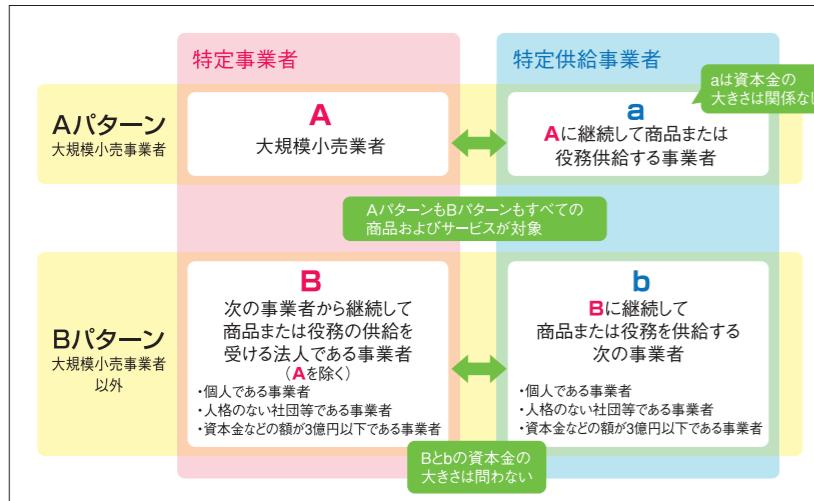


図2 「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係



転嫁拒否などの行為を禁止している。規制の対象は、図2の通りの組み合わせとなり、禁止される転嫁拒否などの行為は次の四類型。

- ① 減額、買いたき
- ② 購入強制もしくは役務の利用強制、または不当な利益提供強制
- ③ 税抜き価格での交渉の拒否
- ④ 報復行為

転嫁拒否などの行為を禁止している。

規制の対象は、図2の通りの組み

合わせとなり、禁止される転嫁拒否

などの行為は次の四類型。

③ 消費税に関する旨の表示
(例) 「消費税率上昇分値引きします」

④ 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
(例) 「消費税は当店が負担しています」

⑤ 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの

⑥ 消費税に関する利益を提供する旨の表示であって、⑤の表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

消費者に誤解を与えることなく、納入業者への買いたきや、競合する小売店の転嫁を阻害したりしないように、事業者が平成二十六年四月以降における自己の供給する商品または役務の取引について、次の三つの表示を禁止している。

二、「消費税に関連するような形での安売り宣言や広告の禁止」いわゆる「消費税還元セール」など消費税と関連付けた宣伝など消費税に関する宣伝は取り締まりの対象に

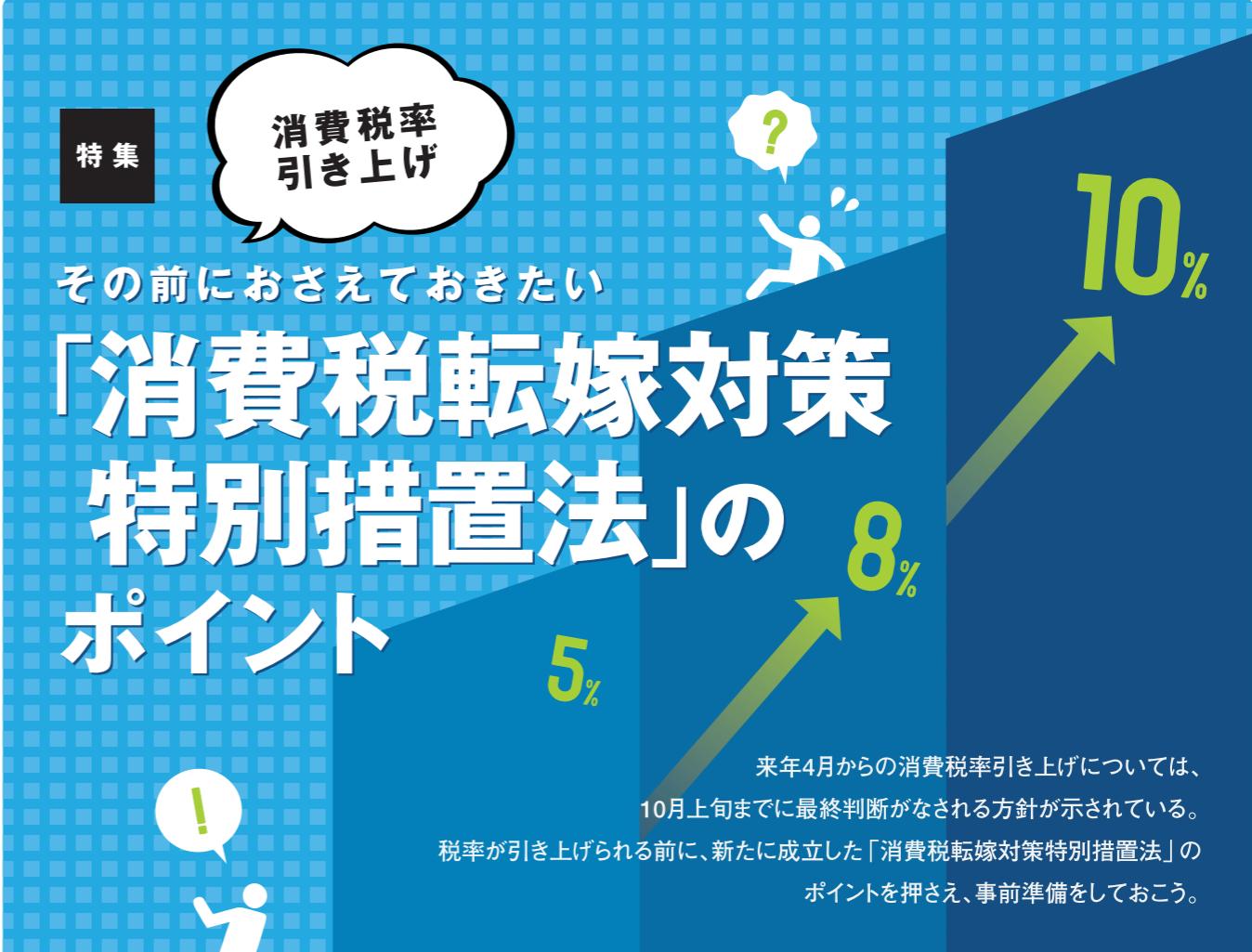
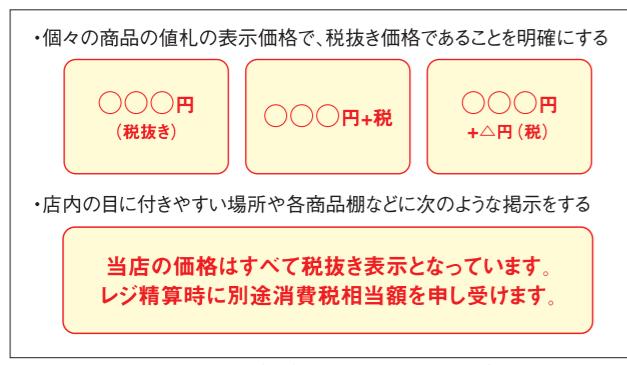


図3 誤認されないための措置の例



※この特例表示が認められるのは、転嫁対策特別措置法の施行日である今年10月1日から平成29年3月31日まで

転嫁対策特別措置法では、総額表示義務の弾力的運用を行い、二つの特例外を利用できる

三、「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められる
(例) 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

価格の値ごろ感を出すために、二つの価格表示の特例を利用できる

① 外税表示

総額表示を続ける場合にも税込み

価格に合わせて「税抜き価格」または

「消費税の額」を表示することも可能。

税込み価格が明瞭に表示されている

ときは、税抜き価格を強調して表示

しても、不当表示にあたらない。

一、消費税の転嫁拒否などの行為（減額、買いたきなど）の禁止
「特定事業者」による消費税の転嫁拒否などの行為は取り締まりの対象に

二、消費税の転嫁拒否などの行為（減額、買いたきなど）の禁止
「特定事業者」による消費税の転嫁拒否などの行為は取り締まりの対象に

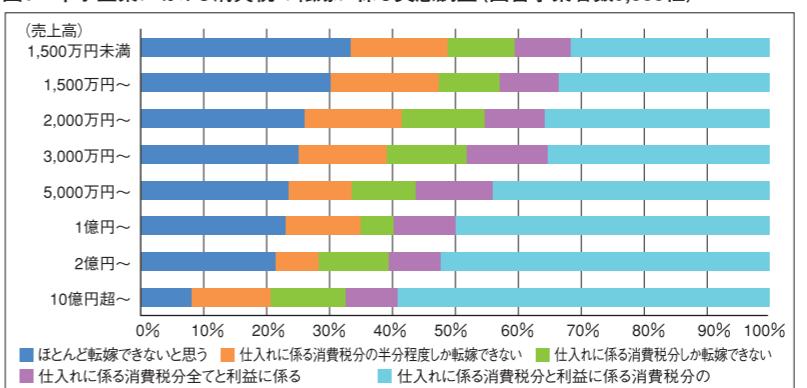
平成二十六年四月に消費税率が引き上げられるのか。最終判断はまだ下されていないが（九月九日現在）、増税分を価格転嫁することができるかは、中小企業にとって深刻な問題だ。昨年度、日本商工会議所などで実施した「中小企業における消費税の転嫁に関する実態調査」（図1）によれば、全体のおよそ六割以上の事業者が、転嫁対策特別措置法（以下「転嫁対策特別措置法」という）を成立させた。この法案は、今年十月一日から施行され、平成二十九年三月三十日まで適用される时限立法である。

そこで今回は、日本商工会議所が作成した「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」に沿って注意すべきポイントを解説する。

が一部しか価格転嫁できないだろうと回答しており、事業規模が小さくなるほど転嫁はより一層困難な状況であることがわかる。

消費税の円滑かつ適正な価格転嫁をサポート

図1 中小企業における消費税の転嫁に関する実態調査（回答事業者数9,388社）



出典：日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会

転嫁カルテルの具体例

- 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- 消費税額分上乗せした結果、計算上生じる端数を切り上げ、切捨て、四捨五入などにより合理的な範囲で処理することの決定
- 税率引き上げ後の価格について統一的な表示方法を用いること

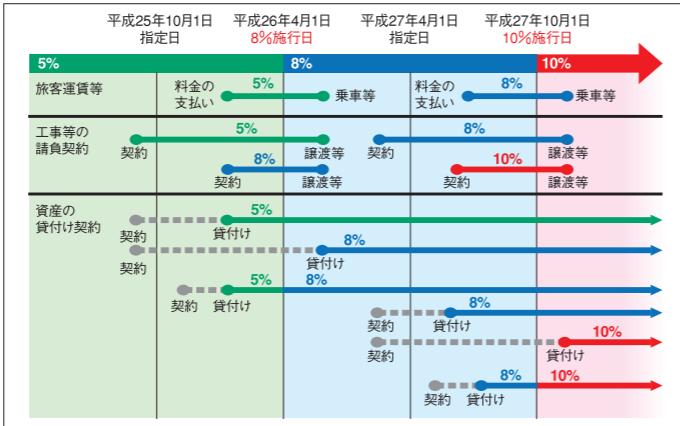
転嫁対策のために、国などの三つの責務

- ①国民に対する広報の徹底
- ②通報した者の保護などに関する万全の措置
- ③調査、監視を行うための万全な態勢の整備

以上五つが、「転嫁対策特別措置法」のポイントだ。詳細については、今後政府から公表されるガイドラインで確認をして欲しい。

公正取引委員会：<http://www.jiftc.go.jp/>

図4 経過措置の適用イメージ



えます。判断がしにくい場合は、第三者的専門家などに相談をし、交渉の側面的なサポートを得ること。曖昧な認識で、わからないままに対応を進めることがないように。また、商品価格のことだけでなく、生産に要するコストダウンを図ることや、簡易な包装での納品など、幅広い項目に目を向けてください。交渉の過程はしっかりと記録に残しておくことが大切です」。

②一般消費者への対応

「事業者間トラブルだけでなく、価格表示法についても規定が変わりますので、一般消費者に『便乗値上げ』

危機感を持つて、最悪のシナリオに備えたりスク対策を！

消費税転嫁対策個別専門相談員に聞いた増税対策②

島元宏忠税理士事務所(シマ会計) 所長・税理士 島元 宏忠氏



島元宏忠税理士事務所(シマ会計)
所長・税理士 島元 宏忠氏

増税を前にしても、危機感を持っている経営者が少ないと感じるとい

うのは、シマ会計の島元宏忠税理士。全額価格転嫁できる場合でもリスク対策は考えておくべきだと話す。「税率引き上げ時は単純に支払いが3%増加します。そして、掛売上の場合、待たされるお金が3%増えます。つまり、資金繰りが圧迫されます。対策としては、可能な限り前金受け取りで先に収

益を確保することや、コスト削減を意

識することです」と説明をする。
価格交渉をスムーズにするために不安なことがあります。一人で悩まずには専門家の助言をもらいまがら事業計画と一緒に作っていくことが得策だ。

状で価格転嫁が見込めない場合は、新たな施策を考えます。増税ありきで過敏に反応することは危険ですが、新商品の開発や新たな販売ルートの開拓など販売計画を立て直すべきです。価格転嫁できなかつた場合に単純計算で増税額分の売上が減少します。「3%の売上＝3%の利益」です。3%の利益が減少したら会社の経営はどうなるのでしょうか？ そうなつたとき、資金繰りは成り立つのかをシミュレーションする必要があります。この措置法がどれくらいの効力があるかは未知数ですから、最悪の事態も考えたりスク対策を考えておきましょう」。



島元宏忠税理士
島元宏忠税理士事務所

札幌市白石区南郷通18丁目南5-13 久保沼ビル2階
TEL: 011-887-8058
<http://shimatax.com>

などの誤解が生じないように早期の告知文の掲示や説明など、事前のアナウンスを行なうことが重要です」。

③請負・賃貸借契約における経過措置

契約時期・内容などによって消費税率引き上げ後も旧税率が適用される「経過措置」が定められている(図4)。「工事請負・システム開発など幅広い契約に関わってくるので、正しい税率をしつかり確認した上で事業を進

めることが大切です」。

「転嫁対策特別措置法は、独占禁止法の『優越的地位の濫用』規制の範囲を拡大して制定された特別法で、違反をすると政府などによる取り締まりの対象となります。違反の程度がひどい場合は、独占禁止法や下請法に基づく行政処分、民事上の損害賠償請求などが求められることがあります」と話すのは、アンビシャス総合法律事務所の奥山倫行弁護士。

立場が守られている、『NO!』と言える権利があるという正しい認識を持つことが交渉のスタートライン

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山 倫行氏

札幌商工会議所では「消費税転嫁対策相談窓口」を四月に設置し、各種相談に対応しているほか、セミナー・説明会を開催している。

参加費無料

札幌商工会議所 消費税転嫁対策セミナー開催予定

「消費税増税に備える！知っておくべきポイントと資金繰り対策」

講師 島元宏忠税理士事務所 所長・税理士 島元 宏忠 氏

日 時：平成25年9月2日(月)～平成26年3月31日(月)

原則、毎週月・木曜日 13:00～16:00

場 所：

札幌商工会議所 中小企業相談所 内

(札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター1階)

相 談 員：

弁護士、公認会計士、税理士

お問い合わせ／札幌商工会議所 中小企業相談所 運営課

電話：011-231-1766 E-mail：sodan@sapporo-cci.or.jp

「消費税引き上げを乗り切る！理解しておきたい消費税率改定ポイント」

①「転嫁対策特別措置法」のポイント
講師 アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山 倫行 氏

②「消費税増税に備えた対策」～会計・経理処理の注意点～
講師 公認会計士鈴木事務所
公認会計士・税理士 鈴木 隆司 氏

日 時：平成26年10月23日(水) 14:00～16:30

場 所：札幌プリンスホテル

(札幌市中央区南2条西11丁目)

お申し込み・お問い合わせ
札幌商工会議所 中小企業相談所 運営課
電話：011-231-1766